

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 週休2日チャレンジサイトを開設しました

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、7月より新たな週休2日制モデル工事を開始し、各現場において試行がスタートしているところです。

今般『週休2日チャレンジサイト』を開設し、週休2日の確保に取り組む現場や様々な取組の共有を図り、建設業の取り組む「働き方改革」を応援します。

<週休2日チャレンジサイト>

- (1) 整備局ホームページ内に『週休2日チャレンジサイト』を開設し、週休2日の確保に取り組む企業(工事)を紹介していきます。
- (2) また、地方公共団体や企業、建設業団体等が行う建設現場での休日確保や労働時間の短縮に向けた取組を情報共有することにより、建設業が取り組む「働き方改革」を応援します。
- (3) ウェブサイトは以下です。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000021.html>
- (4) 情報は随時更新します。

参考 関東地整の週休2日制モデル工事の状況(平成29年10月25日現在)

(1) 「受注者希望型」で公告し、契約した試行予定工事・・・59件

(2) うち、週休2日の試行工事・・・30件

※公告した試行予定工事・・・89件(9月末)

この『週休2日チャレンジサイト』は、関東地方整備局で進める“地域インフラ”サポートプラン関東2017で示した取組I-1「週休2日チャレンジサイトを開設」です。

“地域インフラ”サポートプラン関東2017については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [76 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000518.html

2. “地域インフラ” サポートプラン関東フェイスブックページの開設について

関東地方整備局 企画部

“地域インフラ” サポートプラン関東の中で取り組んでいる各種取組の実施状況や、事前のお知らせ、『技術者スピリッツ』の配信を行うため、Facebookに『“地域インフラ” サポートプラン関東』公式ページを開設します。

<https://www.facebook.com/chiiki.infra.support.plan/>

このフェイスブックページは、関東地方整備局で進める「“地域インフラ” サポートプラン関東 2017」で示した取組 III-14 『“地域インフラ” サポートプラン関東』フェイスブックページを開設です。

“地域インフラ” サポートプラン関東 2017 については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000023.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [313 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000523.html

3. 前河原築堤護岸工事の住民工事見学会を開催します ～新しい堤防を見学し、冬の訪れを感じてみませんか？～

下館河川事務所

1. 実施日時

・平成 29 年 12 月 2 日(土) 9 時 30 分～10 時 00 分

2. 場 所

・鬼怒川左岸 33.0 キロ付近(茨城県下妻市前河原地先) ※本文資料(PDF)別紙(1)参照

3. 見学内容

- ・完成した堤防をご覧ください。
- ・工事見学会後、10 時 00 分から、同会場及びビアスパークしもつまにおいて、堤防完成イベントを開催します。(軽食の出店や農産物等の物産展、建設機械の試乗など) こちらもぜひご参加下さい。 ※本文資料(PDF)別紙(2)参照

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1313 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate_00000148.html

4. 圏央道茨城県区間全線開通後の整備効果 圏央道を利用した物流・観光が活発に

北首都国道事務所
常総国道事務所
東日本高速道路株式会社

国土交通省と東日本高速道路株式会社で整備を進めている首都圏中央連絡自動車道（圏央道）においては、平成 29 年 2 月 26 日に茨城県区間の境古河 IC～つくば中央 IC 間が開通し、湘南から成田までの地域が圏央道で結ばれました。

これまでに発現された整備効果についてとりまとめましたので、お知らせいたします。

【圏央道沿線で企業立地促進】

- 茨城県内の圏央道沿線で企業立地が活発化（この 4 年間で 79 件立地）
（茨城県は、4 年連続で工場立地面積が全国 1 位）
- 圏央道沿線の五霞町では工業地の地価が上昇
五霞町では、工業地の地価上昇率が全国 1 位（約 18 パーセント）
（圏央道沿線の通過自治体では約 4 パーセント上昇）

【成田空港へのアクセス性向上】

- 群馬・栃木方面と成田空港を結ぶ高速バス（4 路線 68 便）のうち約 7 割の 47 便が圏央道ルートに経路変更

- 高速バスの最長所要時間が約 30 分短縮し、定時性も向上

【環状ネットワークの形成により、圏央道沿線で広域周遊観光が活発化】

- 「道の駅発酵の里こうざき」では、来場者数が昨年より約 2 割増加

（参考）開通後の交通状況

- 開通した区間の隣接区間では交通量が増加
（久喜白岡 JCT～幸手 IC：77 パーセント増、牛久阿見 IC～阿見東 IC：36 パーセント増加）
- 車線数が減少する箇所やサグ部で混雑・渋滞が発生
引き続き、ビッグデータによりきめ細やかに交通状況を分析

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [3691 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kitasyuto_00000144.html

5. 関東「道の駅」新たに4箇所登録へ ～関東地方整備局内では174箇所～

関東地方整備局 道 路 部

「道の駅」は、平成5年に創設された制度で、市町村等からの申請に基づき、国土交通省道路局で登録を行っています。

今回、関東地方整備局管内で以下の4箇所が平成29年11月17日登録されました。

- 群馬県
利根郡 片品村 道の駅「尾瀬かたしな」
(国道120号) 平成30年度オープン予定
- 千葉県
市川市 道の駅「いちかわ」
(国道298号) 平成30年度オープン予定
- 山梨県
南巨摩郡 南部町 道の駅「なんぶ」
(国道52号) 平成30年度オープン予定
- 長野県
北佐久郡 立科町 道の駅「女神の里たてしな」
(国道142号) 平成29年度オープン予定

今回の登録により、関東地方整備局管内の「道の駅」は174箇所(全国1,134箇所)となります。

茨城：13 駅 栃木：24 駅 群馬：32 駅 埼玉：20 駅 千葉：29 駅
東京：1 駅 神奈川：3 駅 山梨：21 駅 長野：31 駅

「道の駅」の情報については関東「道の駅」ホームページでもご覧になれます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/index00000009.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1374 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000185.html

6. 「港湾空港技術講演会 in 横浜 2017(第10回)」を開催します

関東地方整備局 港湾空港部

国土交通省関東地方整備局、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の共催により「港湾空港技術講演会 in 横浜 2017(第10回)」を開催します。

本講演会は、港湾・空港分野に関する最新の研究・技術開発の取り組み状況をわかりやすくご紹介することを目的として開催しているものです。

関東地方整備局では、海洋利用の推進や港湾工事の生産性向上を図るため i-Construction の取り組みを推進しています。今回は「海洋インフラ技術の実用化に向けて」をテーマに、ICT 技術や各種遠隔無人化技術の開発等について、ご紹介するほか、来年度に施行される新しい港湾技術基準についても講演します。

また、北海道大学の川村秀憲教授が、「人工知能の最新研究と応用」と題し特別講演を行います。

- 日 時：平成 29 年 12 月 11 日(月) 13 時 45 分～16 時 35 分(受付開始 13 時 15 分)
- 会 場：横浜情報文化センター 情文ホール
- 内 容・申込方法：本文資料(PDF)別紙リーフレットのとおりに
＜関東地方整備局ホームページ：<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/>>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [332 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/pa_00000226.html

7. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、157 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 建設現場における3次元データ利活用の普及・促進を目指して ～「3次元データ利活用方針」の策定～

国土交通省では、建設現場の生産性向上に向けて、建設生産プロセスの各段階において3次元データ等を活用する「i-Construction」を重要施策の1つとして取り組んでいるところです。

今般、建設生産プロセスの各段階での3次元データの利活用方法及び今後の3次元データ利活用に向けた取組みを示した「3次元データ利活用方針」を策定しましたのでお知らせします。


【概要】

- 国土交通省では、2017年を生産性革命「前進の年」と位置付け、建設現場の生産性向上に向けて建設生産プロセスの各段階で3次元データやICT等を活用する「i-Construction」を重要施策の1つとして取り組んでいるところです。
- また、2016年9月の「未来投資会議」において、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指すことが指示され、これに向けて3年以内に橋梁・トンネル・ダムなどの工種に加え維持管理を含む全てのプロセスにおいてICTの活用を拡大するとともに、産学官連携の体制により、公共工事の3次元データ活用拡大のためデータ利活用方針を策定し、2019年度までにオープンデータ化を実現できるよう諸施策を講じることであります。
- 今回策定しました利活用方針では、測量・調査、設計、施工、維持管理の各段階での3次元データの利活用方法を具体的に示すとともに、3次元データの効率的な利活用に向けたシステム構築等の重要な取組み、推進体制や今後のスケジュール等についてまとめてあります。
- 本利活用方針に基づき取組みを進めることで、建設現場における3次元データ利活用の普及・促進を目指します。

「3次元データ利活用方針（国土交通省）」

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000043.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[（別紙）国土交通省「3次元データの利活用方針」](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000455.html

2. 国土交通省 PPP サポーター制度を創設

～地方公共団体における PPP/PFI を実務者がサポートします！～

国土交通省は、地方公共団体における PPP/PFI 事業を、豊富な実務経験を有する者が応援する「国土交通省 PPP サポーター制度」を創設しました。

PPP/PFI 事業に取り組む地方公共団体を、一層支援してまいります。

国土交通省では、厳しい財政状況の中、民間の資金・知恵等を活用し、真に必要な社会資本の整備・維持管理・更新を着実に実施するとともに、民間の事業機会の拡大による経済成長を実現していくため、PPP/PFI の推進を図っています。

本制度は、地方公共団体における主体的な PPP/PFI の推進を図るため、これまで PPP/PFI 事業において成果を挙げてきた実務者を国土交通省 PPP サポーター（以下「サポーター」という。）として任命することにより、サポーターの知見、ノウハウの活用を図り、より効果的かつ効率的な事業の実施を図ることを目的としております。

■ サポート方法

A：メールサポート

所定の質問票を作成いただき、国土交通省又はサポーター（サポーターによって対応が異なります）にメールにて送付。国土交通省又はサポーターから回答を送付。


B：派遣サポート


所定の依頼票を作成いただき、国土交通省又はサポーター（サポーターによって対応が異なります）にメールにて送付。調整後、サポーターが地方公共団体に訪問し、個別相談や講演等を実施。（※交通費等は依頼者負担。）


※サポート申込みの詳細について、下記ホームページを参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000020.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[国土交通省 PPP サポーター制度 概要](#)（PDF 形式）

[国土交通省 PPP サポーターリスト](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000069.html

3. 全国の空き家・空き地情報がワンストップで検索可能となります！ ～「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始について～

全国の空き家・空き地情報を一元的に提供する「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用を開始しましたので、お知らせ致します。

1 現状・課題

平成 29 年に国土交通省が実施した地方自治体の空き家対策等に関する調査では、全自治体の約 4 割（763 自治体）が既に空き家バンクを設置しており、約 2 割（276 自治体）の自治体が空き家バンクを準備中又は今後設置予定となっております。

このように、地方自治体における空き家バンクの取組は進んできましたが、現状では、自治体ごとに各々設置され、開示情報の項目が異なり解りづらいなど、課題も指摘されているところです。

このため、国土交通省では、今年度より、開示情報の標準化を図りつつ、各自治体の空き家等の情報を集約して、全国どこからでも簡単にアクセス・検索できるようにする、「全国版空き家・空き地バンク」の構築に取り組んできたところ、今般、その試行運用を開始しましたのでお知らせ致します。

2 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用

公募によって選定した 2 事業者（株式会社 LIFULL、アットホーム株式会社）により、今般「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用を開始しました。今年度は国のモデル事業として実施され、試行運用の状況等を踏まえ必要な改善を図ったうえで本格運用となります。

現時点で約 200 自治体に参加をいただいております。準備ができた自治体から順次、掲載を進めて参ります。

今回は、先行する自治体からなる全国版空き家・空き地バンク創設で、利便性の向上等を速やかに図るとともに、現在準備中又はまだ未参加の自治体にイメージを掴んでいただき、参加を広げていくため、試行版として運用を開始したところです。今後、全国の自治体に働きかけを行い、年度末までに約 1,000 自治体の参加を目標に、日々、掲載物件数の増加・検索機能等の向上・サイト情報の充実を図ってまいります。

「移住したい！田舎暮らしがしたい！」など、消費者のニーズが多様化する中、本バンクを通じた空き家等のマッチング促進を図り、地域活性化の実現に寄与してまいります。

・各事業者によるサービスの詳細は、下記リンク先及び別紙をご参照下さい。

■株式会社 LIFULL

URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>


■アットホーム株式会社

URL: <https://www.akiya-athome.jp/>

■国土交通省 HP からご覧いただくことができます。

URL: <http://www.mlit.go.jp/>

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[別紙](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000158.html

4. 「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定しました ～施工技術の向上を図るための技術検定制度の見直し～

建設業者における施工技術の向上を図るため、技術検定の種目の新設、既存の技術検定の一部見直し等を行う「建設業法施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。

1. 背景

近年の情報通信分野における著しい技術進歩に加え、工事の施工管理においても高度な知識、技術等が求められている電気通信工事については、施工管理に従事する技術者の育成・確保を図る必要があります。

また、建築施工管理に係る2級の技術検定については、3つの専門種別（建築、躯体及び仕上げ）ごとに実施していますが、工法等の変化によって求められている知識が共通化していることや、合格した学科試験の種別と就職先の専門分野が異なる場合に再受験の必要が生じているため、学科試験の種別を廃止し、共通試験として実施する必要があります。

2. 政令改正の概要

(1) 電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設

技術検定の種目として「電気通信工事施工管理」を新設し、対象とする技術を「電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術」とします。


(2) 建築施工管理に係る2級の技術検定の学科試験の種別廃止

建築施工管理に係る2級の技術検定のうち、学科試験については平成30年度より、種別を廃止して共通試験として実施します。


3. スケジュール


- ・ 閣議日：平成29年11月7日（火）
- ・ 公布日：平成29年11月10日（金）
- ・ 施行日：平成29年11月10日（金）


添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[要綱](#)（PDF形式）

[本文・理由](#)（PDF形式）

[新旧対照条文](#)（PDF形式）

[参照条文](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000533.html

5. 「明治150年」関連施策 明治記念大磯邸園（仮称）の設置を閣議決定

「明治150年」関連施策の一環として、国が、地方公共団体との連携の下、明治記念大磯邸園（仮称）を神奈川県大磯町の一部の区域に設置することについて、閣議決定されました。


平成30年が明治元年から起算して満150年に当たることを踏まえ、各府省庁が連携して「明治150年」関連施策を推進することとしています。

国土交通省では、「明治150年」関連施策の一環として、本年6月にとりまとめられた「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会」報告書を踏まえ、地元の地方公共団体との連携のもと、神奈川県大磯町にある旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園（仮称）」として整備し、歴史的な建物群等の一体的な保存・活用を図ります。

<概要>

- 目的：「明治150年」関連施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝える。
- 場所：神奈川県中郡大磯町
- 内容：旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園（仮称）」として整備する。
- 今後のスケジュール（予定）
 - 平成30年度 整備着手
 - 平成30年10月を目途 一部の建物を含む区域の公開を目指す

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000263.html

6. 平成 29 年度 モデル「道の駅」(地域交通拠点部門) を認定しました！ ～全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与します～

「道の駅」は、平成 5 年の制度創設以来、現在では全国で 1, 134 箇所に広がり、地方創生を具体的に実現していくための極めて有力な手段として、その重要性が高まっています。

国土交通省では、「道の駅」の質的向上に向けた取組として、全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する“特定テーマ型モデル「道の駅」”の取組を昨年度から実施しているところです。

今年度は、“地域交通拠点”をテーマとして募集し、有識者懇談会における審議・選定を経て、7 箇所を認定しました。


■ 認定結果

- 平成 29 年度 モデル「道の駅」(地域交通拠点部門) 認定数 全 7 箇所
※ 認定対象の詳細は別添報道発表資料のとおりです。

- 認定された「道の駅」は、全国の「道の駅」からの視察及び講師の要請に対応するなど、「道の駅」の質的向上に貢献する役割を担います。

- その他、詳細は「道の駅案内」サイトをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html>

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000912.html

◆◆地域の動き◆◆

川崎市居住支援協議会について

川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
健康福祉局 地域包括ケア推進室

1 川崎市プロフィール

川崎市は神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、市域は多摩川の上流に向かって徐々に拡大されたため、南東から北西へ延長約33kmにわたる細長い地形です。市内を縦断する形でJR南武線が通り、南武線と交差する形で5つの私鉄が横断しています。面積は144.35km²、北西部の一部丘陵地を除いて起伏が少なく、比較的平坦な地域です。平成29年4月に市人口150万人を突破し、H29.10.1現在の人口は1,503,690人になりました。



2 川崎市居住支援協議会設立の背景

(1) 川崎市住宅基本条例の制定・川崎市居住支援制度の創設

川崎市では、高齢者・障害者・外国人などが、民間賃貸住宅に入居しようとする際、家賃の支払いができるにも関わらず正当な理由がないまま入居を拒まれていたこと等を背景に、平成12年4月に『川崎市住宅基本条例』を制定し、民間賃貸住宅への入居機会の確保のため、入居差別の禁止や市が入居支援に関する施策を講じる責務についての規定が設けられました。

そして、当該規定に基づき、市が指定する家賃債務保証会社を利用することで、高齢者等の民間賃貸住宅への入居を支援する『※1 川崎市居住支援制度』を条例制定に合わせて創設し、入居機会の確保に努めてきました。

(2) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの策定

全国的に少子高齢化が進行し人口減少社会へ突入する中、川崎市においても今後急激な高齢化が想定されていることから、「医療、介護、福祉、予防、住まい、生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、その基本的な考え方を示す『※2川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』を平成27年3月に策定しました。

(3) 川崎市居住支援協議会の設立

『川崎市居住支援制度』等により、入居機会の確保については一定程度の成果をあげることができましたが、一方で、制度創設時の入居者がさらに高齢化する中で、居住継続に関する課題が顕在化し、行政・不動産事業者・福祉サービス事業者等の連携が急務となりました。

そこで、『川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン』の策定を契機として、地域包括ケアの一翼を担うことも含め「※3住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができる住まいの確保のための居住支援の充実」を目指し、川崎市・不動産関係団体・居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として※4住宅セーフティネット法に基づく『川崎市居住支援協議会』を、平成28年6月30日に設立するに至りました。

※1 川崎市居住支援制度…

高齢者等が保証人を見つけれない場合、川崎市が指定する家賃債務保証会社が、滞納家賃や原状回復費等の金銭的な保証を行うほか、主に障害者支援団体との連携による支援や通訳派遣等により、入居機会の確保と居住の安定を支援する制度（住宅の斡旋や家賃補助・保証料の補助を行うものではない）

※2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン…

「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念としたビジョン（川崎市の各関連計画の上位概念）

※3 住宅確保要配慮者…

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※4 住宅セーフティネット法…

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

【主な経緯】

- ・平成12年4月 川崎市住宅基本条例制定、川崎市居住支援制度創設
- ・平成19年 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律制定
- ・平成22年 神奈川県居住支援協議会設立※本市も会員として参画
- ・平成23年11月 川崎市住宅基本計画改定※具体的施策として「居住支援協議会の検討」を明記
- ・平成27年3月 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン策定
- ・平成28年6月 川崎市居住支援協議会設立

3 川崎市居住支援協議会の概要



4 川崎市居住支援協議会の活動内容

多岐にわたる課題について協議するため、専門部会を設置し、具体的な取組みの実施に向け、平成 28 年度は以下の協議会活動を実施しました。

A. 入居相談・情報発信に関する部会

- 効率的な住まい探しを実現するため、ワーキンググループを設置し、入居支援（具体的な物件紹介まで）の体制や仕組み等について、地区を限定しモデル的に検証を開始。
- 住宅確保要配慮者への物件提供に対する家主の理解を深め、入居可能な物件を増やすため、協議会の取組み等を紹介するリーフレットを作成。

B. 居住継続に関する部会

- 入居者に異変があった際の関係者の相互連携を可能とするための様式として、入居者の基礎情報や関係者の連絡先等を把握・共有できる「入居者情報 共有シート」を作成。

C. 退去手続きに関する部会

- 入居者死亡時に必要となる手続きの対応手順や法的な考え方の整理、家主の負担軽減となる保証・保険・民間サービス等について検討。

